令和５年３月20日　公告
（仮称）夢洲北側待合所新築工事設計業務委託
建築設計業務委託特記仕様書の内容に誤りがありました。下記正誤表をご覧ください。

訂正箇所	誤	正
建築設計業務委託特記仕様書 ２．業務の実施 (5) 管理技術者の資格要件 下から1行目	b. 建築・設備設計（大阪市都市整備局作成） 適用基準等の年版等は【　】に示す直近の作成・改訂年月によらず、最新版によること。 ■ 設計要領（建築）【平成28年度】 ■ 市設建築物の耐震計画技術指針【平成9年4月】 □ 市設建築物の構造設計に関する適用基準の手引【令和4年3月】 □ 大阪市学校建築工事建築構造設計要領書【令和3年6月】 □ 市設建築物設計指針（環境編）【平成29年5月（平成30年11月修正）】 □ 市設建築物設計指針（イニシャルコスト編）【平成11年4月】 □ 仮設計画の手引き【平成25年4月】 ■ 建築工事特記仕様書作成要領【令和2年4月】 □ 吹付けアスベスト等粉じん飛散防止処理工事仕様書【平成30年6月】 □ 化学物質の室内濃度測定仕様書【令和2年4月】 □ 公共建築物の屋上緑化設計指針【平成15年5月】 □ 公共建築の外部空間デザインマニュアル【平成8年6月】 □ 安全設計マニュアル（営繕施設）【平成19年4月】 □ 市設建築物長期利活用設計指針【平成22年9月】 □ 消防署計画設計マニュアル【平成10年3月】 □ テレビ電波受信障害対策測定・調査標準仕様書 c. 建築・設備積算 適用基準等の年版等は監督職員の指示による。 ■ 建築工事積算要領（大阪市都市整備局）【令和3年12月】 ■ 公共建築工事積算基準等の運用（大阪市都市整備局）【令和3年12月】 ■ 公共建築工事積算基準（国土交通省） ■ 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省） ■ 公共建築数量積算基準（国土交通省） ■ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省） ■ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説（国土交通省） ■ 営繕積算システムRIBC2（一般財団法人　建築コスト管理システム研究所） (3) 提出書類 提出書類は、大阪市ホームページに掲載している様式を使用し作成すること。 (4) 業務計画書 設計業務委託共通仕様書による。 なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合における業務実施体制は、プロポーザル実施時に提案された各技術者であること。 (5) 管理技術者の資格要件 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。 プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、プロポーザル実施時に提案された管理技術者であること。 □ 建築士法（昭和25年法律　第202号。以下同じ）第5条の規定に基づく一級建築士の登録を受けていること ■ 建築士法第5条の規定に基づく一級建築士または二級建築士の登録を受けていること ■ 公益社団法人　日本建築積算協会が付与する建築積算士 −8−	b. 建築・設備設計（大阪市都市整備局作成） 適用基準等の年版等は【　】に示す直近の作成・改訂年月によらず、最新版によること。 ■ 設計要領（建築）【平成28年度】 ■ 市設建築物の耐震計画技術指針【平成9年4月】 □ 市設建築物の構造設計に関する適用基準の手引【令和4年3月】 □ 大阪市学校建築工事建築構造設計要領書【令和3年6月】 □ 市設建築物設計指針（環境編）【平成29年5月（平成30年11月修正）】 □ 市設建築物設計指針（イニシャルコスト編）【平成11年4月】 □ 仮設計画の手引き【平成25年4月】 ■ 建築工事特記仕様書作成要領【令和2年4月】 □ 吹付けアスベスト等粉じん飛散防止処理工事仕様書【平成30年6月】 □ 化学物質の室内濃度測定仕様書【令和2年4月】 □ 公共建築物の屋上緑化設計指針【平成15年5月】 □ 公共建築の外部空間デザインマニュアル【平成8年6月】 □ 安全設計マニュアル（営繕施設）【平成19年4月】 □ 市設建築物長期利活用設計指針【平成22年9月】 □ 消防署計画設計マニュアル【平成10年3月】 □ テレビ電波受信障害対策測定・調査標準仕様書 c. 建築・設備積算 適用基準等の年版等は監督職員の指示による。 ■ 建築工事積算要領（大阪市都市整備局）【令和3年12月】 ■ 公共建築工事積算基準等の運用（大阪市都市整備局）【令和3年12月】 ■ 公共建築工事積算基準（国土交通省） ■ 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省） ■ 公共建築数量積算基準（国土交通省） ■ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省） ■ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）・同解説（国土交通省） ■ 営繕積算システムRIBC2（一般財団法人　建築コスト管理システム研究所） (3) 提出書類 提出書類は、大阪市ホームページに掲載している様式を使用し作成すること。 (4) 業務計画書 設計業務委託共通仕様書による。 なお、プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合における業務実施体制は、プロポーザル実施時に提案された各技術者であること。 (5) 管理技術者の資格要件 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。 プロポーザル方式による手続きを経て業務を受注した場合は、プロポーザル実施時に提案された管理技術者であること。 □ 建築士法（昭和25年法律　第202号。以下同じ）第5条の規定に基づく一級建築士の登録を受けていること ■ 建築士法第5条の規定に基づく一級建築士または二級建築士の登録を受けていること □ 公益社団法人　日本建築積算協会が付与する建築積算士 −8−
	■公益社団法人　日本建築積算協会が付与する建築積算士	□公益社団法人　日本建築積算協会が付与する建築積算士